

有馬藩と筑後真宗教団

草野頤之

元和七年（一六二二）有馬豊氏の入封により成立した有馬藩は、北筑後二十一万石をその領国としたが、領内真宗寺院に対して独自な宗教政策をとった。『米府年表』には「此年（正保四年）御領中本願寺西派、都而東派に転派被仰付」と見え、この正保四年（一六四七）の転派令に関しては、早くから大方の知るところであつたが、近年発見された『願正寺記録』・『西念寺記録』によつて、承応年中（一六五二～五）にも再度転派令が出されており、さらに明暦三年（一六五七）に至つて、再々の転派令に従わない十八ヶ寺の僧侶に対し、領外追放を命じてゐることが分つた。粟

津本『申物帳』の明暦四年（一六五八）四月廿八日条、竹野郡樋口村嚴淨寺に宗祖御影を下附した記録の末尾に、「右ハ追放之跡へ被仰付候故御礼銀なし」という但書があるのでそれを始めとして、延宝六年（一六七八）二月九日条に至るまで、同様の文が計二十八ヶ所、十二ヶ寺分見え、両寺の記録が正しいことを示してゐる。

この一連の政策の持つ意味は、触頭制の成立や寺社奉行の設置といった、有馬藩権力による仏教教團支配權の確立過程のなかに位置づけられようが、そのため領外追放という強硬な手段をとつたこと、また追放された僧侶の多くが、隣領にそれぞれ一寺を建立し、西派で現在も存続している事実は、幕藩体制と相容れない性格をもつ真宗教團が、この地域に存在したことを想定せしめる。このような前提にたち、以下、筑後における真宗教團の成立

と性格を提示し、有馬藩の政策との関連について、少しく述べてみたいと思う。

まず、筑後への真宗伝播の情況については、その第一歩を示す確実なる史料は残っていない。ただ、一般的に九州への真宗伝導者と言われる蓮如の高弟天然の寺である、豊後專禪寺と関係をもつ寺院が、筑後地域にも若干見られることから、豊後に真宗が伝わってから、さほど時期は下らないと思われる。真宗寺院の濫觴を示す最も重要な史料である、方便法身尊像の裏書きについては、蓮如・実如時代のものは筑後に現存せず、この期の様子は余り分らないが、近世の記録である『寛文十年寺社開基』（以下、寺社開基と略す）によつて筑後真宗寺院の開創年代を尋ねると、蓮如時代には、寛正年間に二ヶ寺、文明年間三ヶ寺、延徳・明応年間にそれぞれ一ヶ寺見え、この期に真宗が伝播した可能性を示してはいる。

次に、教団の成立に視点を移すと、『天文御日記』の天文六年四月二十七日条・同十五年十月十八日条の二ヶ条に筑後の記事を見ることができ。すなわち、天文六年には筑後善西の没後に、その門弟中が「勸之物」百疋を本願寺に献上しており、さらに天文十五年には、その善西を開基とする仁王丸真教寺が、寺号を公称すると共に、志五百疋を献上し斎が行われていることから、ある程度の経済力をもつ門徒団の存在を認めることができる。『寺社開基』に掲載された有馬藩内真宗寺院一二五ヶ寺のうち三十二ヶ寺が、この天文期を含む永正～天文期に開創されたとするところから、この天文期に筑後真宗教團の萌芽を見ることができよう。

さて『寺社開基』によれば、永正～天文期以降は天正～寛永期に著しく寺院が増加し、この頃までに、ほぼ現在に匹敵する規模

の教団が成立していたと考えられるが、次にその性格について考察してみよう。

各寺院の成立事情を記した文献として旧郡誌等がある。その記すところをまとめてみると、開基者に筑後の国人やその家臣を伝承する寺院が極めて多いことに気づく。こういう例は、他に肥後や伊勢、近江等でも見られることがすでに報告されており、真宗寺院草創事情の一つのパターンとも考えられるが、『寺社開基』に掲載された一二五ヶ寺中九〇ヶ寺までがこういう伝承をもつていることから、筑後真宗寺院の一つの特徴と考えてよい。

この、国人やその家臣名を開基者として伝承していることは、何を意味しているのであろうか。結論的に言えば、そのことは各

村落における寺院開基の主体が、その村落の名主層であったことによると考える。そのため筑後の真宗寺院は、近世初頭まで極めて強い在地性をもつとともに、その教団は経済的基盤・武力的基盤を併せもつていたと思われる。そのことは例え、元亀元年（一五七〇）織田信長と開戦した頃如が、各地へ発した檄の一通に「筑後坊主衆・門徒中」宛のものがあることや、この地域の七ヶ寺に、石山へ参戦した記録が残っていることからも考えられてよからう。

この国人やその家臣名を開基者と伝承する寺院のなかに、筑後の有力国人草野氏と結びつける寺院が、寛正元年に草野家家老古賀監物が開基したと伝える、御井郡日比生光蓮寺を始め、十一ヶ寺存在する。この十一ヶ寺の開基地を『草野文書』に所収される、草野氏の所領を示す四点の文書に照らしわざると次のような結果が生れる。まず文亀二年三月三日付『大友義長判草野太郎知行宛行状』により宛行れた草野氏の所領中には、先の十一ヶ寺中五

ヶ寺の開基地が含まれており、次に永正元年正月廿四日付『大友義長判草野太郎知行目録』に見える村名には四ヶ寺分が、さらに天文三年二月廿四日付『大友義鑑袖判知行目録』年次不詳十月四日付『草野長門守宛右述親照等連署奉書』にもそれぞれ一ヶ寺分の地名が見え、十一ヶ寺のすべてが草野氏の所領する村落で開創されたことが分る。十一ヶ寺中六ヶ寺までが、草野氏の家臣を開基者と伝承したのは、このように、草野氏が領する村落において、その村の名主層が開基の主体であったことによると考えられよう。さてここまで、筑後真宗教団の成立と性格について述べてきた。最後に有馬藩の宗教政策との関連について、見通しを述べ結びにかえたい。

まず追放令に至る一連の政策を、政策全体から見てみることが必要であろう。この筑後地域は隣国肥後等と共に、中世的経済基盤にたち、在地における利害を守ろうとする国人や名主層の勢力が極めて強い地域であった。それ故に有馬藩は、入封から九十年を経た正徳年中（一七一一～一七一六）まで検地を実施できなかつた。そのため、在地支配を貫徹しようとする藩権力にとつては、旧勢力と同一の基盤に立つ真宗教団の切り崩しは、必然的な政策であったと考える。それは例えば、有馬豊氏が入封と同時に真宗寺院の移動を命じ、在地からの切り離しを実施したことや、追放令後触頭寺院に取り立てられる順光寺や、追放劇に一役買った法雲寺は、もともと柳川の順光寺・西琳寺の支坊として建立された寺であり、有馬藩には全く在地性をもたない寺院であったことからも、こう言えるのではなかろうか。

以上、極めて大雑把であり、残された課題も多いが、別の機会に譲りたい。